

会 議 録 (要 旨)

会 議 名	第 1 0 回武蔵村山市まちづくり条例市民会議
開 催 日 時	平成 2 1 年 1 0 月 6 日 (火) 午後 7 時 ~ 午後 9 時 1 5 分
開 催 場 所	中部地区会館 4 0 1 大集会室
出 席 者 及び欠席者 (敬称略)	出席者 : (委員) 石塚典久、内野和枝、内野均、江淵由美子、加藤欽司、 清沢葉子、栗原秀夫、藤巻清美、松浦笑子、見崎洋一郎、 村山英男、森カスミ、山本成也 (調整役) 福田紀子 欠席者 : (委員) 伊澤秀夫、石塚一夫、加園光良、大當耕一、堀井昭二郎、 松下文代
議 題	1 会議録の承認について 2 まちづくり条例に規定すべき主要項目の検討について 3 会議の日程について 4 その他
結 論	議題 1 について 前回会議録については、「会議録 (案)」のとおり承認する。 議題 2 について 「まちづくり計画」の具体的イメージについて、各グループで討議を行 った。 「まちづくり計画」に関するまとめについては、修正案を次回提示する。 議題 3 について 第 1 1 回市民会議の日程については、平成 2 1 年 1 1 月 1 8 日 (水) と し、第 1 2 回市民会議の日程については、平成 2 1 年 1 2 月 2 2 日 (火) とする。 議題 4 について 案件なし。
審 議 経 過 (: 委員 又は調整役 : 事務局)	1 会議録の承認について 事務局から資料 1 0 - 1 「会議録 (案)」について説明 説明省略 (特に意見なし) 2 まちづくり条例に規定すべき主要項目の検討について 市民会議においては、まちづくりの課題に対する解決の手立てとし て、「まちづくり計画」を使う手法、都市計画の制度を使う手法、開発 事業について規制・誘導する手法の 3 項目をまちづくり条例に規定す べきと位置付けている。配付資料においては、3 項目それぞれ、赤、 青、緑の 3 色に色分けしているところである。 前回会議では、赤色の「まちづくり計画」を使う手法について討議

していただいた。「まちづくり計画」とは、市民などが主体となって、一定の地区や特定のテーマに関して、主として土地利用に関するルールなどを定めるものである。今回は、そのまとめをする前に、各グループで検討してきたまちづくりの課題の解決のために「まちづくり計画」をつくるとしたら、具体的にどんな「まちづくり計画」がつけられるか、どんなルールを決めるのが効果的か各グループで考えていただきたい。

市民サイドから計画を提案していけるということをもう一度確認していただきたい。条例をつくっても、使いたいと思う人がいなければ条文でしかない。生きたまちの道具にしていくために、皆さんには、何か問題を感じたり思いついたときに、他の市民に提案していただく役割もあると思う。

グループ討議

【4グループ】

歴史を守るまちづくり計画ということで話し合った。歴史を守る地域としては、武蔵村山に人が住み始めた発祥の地域で、文化財が残っており、遺跡も出てくる青梅街道から北側くらいをエリアとする。

目的は、埋蔵文化財や戦跡を保存し、後世に伝えていき、まちに愛着を持ってもらい、よいまちにしていくこと。そのために、狭山丘陵の宅地開発をするときには試掘をし、報告するルールをつくるとか、地域の古い名称や馬頭観音、石仏を調べて歴史マップにしていく。地権者と協力しながら住民参加で委員会をつくり、管理する方法を考えていくことができるのではないか。

文化財を守るのは教育委員会がやっているが、守るだけではなくて、それをまちとしてどうやって活用するかである。歩くルートを統一してつくとか、歩きたくなるようなまちにするにはどうするのかということ、その委員会では話し合っていくことになると思う。

【3グループ】

人と緑と住宅と玉川上水周辺地区の緑と花のまちづくり計画とした。人というところには、障害者が差別されることのない条例をつくり、普通の住宅街でも障害者が安心して住めるようにするという部分が多い。また、大南などの住宅の中には、玉川上水を含めた自然を生かしていき、道の区画がはっきりしていないところに鉢植えを置くようにしたり、玉川上水の川沿いに同じ木や花を植えるよう決めるのもいいのではないか。

狭い道路が多いので、一方通行の道路を住民で決めたり、自動販売

機の制限をすれば歩きやすくていいのではないか。自販機の制限については、すっきりするし、エコにもつながる。

湖南処理場の土地の利用をもっとした方がいい。菖蒲園の周知をして、車が止められるように整備すれば、活性化するのではないか。

【1グループ】

モノレール、道路交通網、商店街・工業の活性化とテーマが大きく、考え方をまとめるのに苦労する状況で、細かい具体案ができなかった。

モノレールについては、できた場合には、駅前については、駐輪場、駐車場など市民の声が反映されるようなまちづくりを進めていく必要がある。土地の確保や、道路の整備、バス網の問題もある。

モノレールについては、市民の総意だと思う。そして、できたときのまちのイメージを具体的に持っていく。高層のビルが駅周辺に建てほしいのかほしくないのか。市民がどんなイメージを持っているのか。地域の人たちの考えが影響してくるし、反映させたいというのがこの条例の意味でもある。

【2グループ】

都市農地共存活用型まちづくり計画とした。市内には住宅と農地が混在しており、農地の集約は容易でない。農地の所有者の農地の利用の意向、後継者の問題もある。地域住民の活用の意向もある。所有者と住民、どうしたら互いに共存できるまちづくり計画ができるのか、それぞれの思いを話し合う場から始めるのがよいと思う。

まちづくり計画では一定の区域を抽出して、土地所有者と住民で話し合っ、将来的に生産緑地の解除などにより宅地化するとき、ミニ開発を防いで道路が通り抜けできるように、予定道路として計画しておくことが考えられる。

農業者は安定して野菜を売りたいし、市民は安心安全な生産物を求めているときに、流通システムのようなソフトを含めた計画が考えられる。産地直売所のように農地の一部を活用して交流拠点をつくったり、拠点がなくても声をかければ野菜を売のようなシステムが作りたい。また、農業者と市民との交流が大事で、畑でイベントを行ったり、食育などでかわりをつくることをまちづくり計画に入れられればということ話し合った。

まちづくり計画の制度化に当たっては、関係者の話合いの場からスタートしないと広まっていけない。関係者や地域住民を集めて、まちづくりフォーラムのようなパネルディスカッションから始め、農業者や商業者のような、実際に携わっている人を集めて研修やセミナーを行っていくことを提言の中に入れていくべきである。

まちづくり計画をイメージしていただいたが、まちづくり計画をつくれますという規定をまちづくり条例に置くことによって、そのような計画が出来るようになり、実際につくることで良いまちにつなげていけるということになる。まちづくり計画を使う手法をまちづくり条例に盛り込むべきということでは、これまでも話し合いを進めているが、その分野のまとめに移りたい。

市民会議は、まちづくり条例に盛り込む事項について市長に提言いただくことが所掌事務となっており、最終的には「提言書」の形にまとめていただくことになる。そこで、まちづくり計画の分野のまとめとして、提言書のイメージにまとめたものが資料10-2である。これは、あくまでもイメージであって固まったものではなく、構成を含めて、意見をいただくためのたたき台として考えていただきたい。

事務局から資料10-2について説明

説明省略

まちづくり計画を中核となって考えていく人たちをどのように考えているか。

まちづくり計画の制度は、積極的な市民参画による市民の主体的なまちづくりを実現させるためのツールのひとつとして考えている。すなわち、地区まちづくり計画とテーマ型まちづくり計画については、市民の発意により計画をつくっていくものと考えている。

市民への働きかけをしない限りは動かないと思うが。

まちづくり計画のつくり方としては、市民がまちづくり協議会を立ち上げて認定を受け、そこで計画づくりや合意形成を進めていくことになるが、少人数の市民による発想・発意を生かすしくみを設けたいと考えている。例えば3人から5人程度の人数で、まちづくり協議会の前段階の準備会として認定し支援をすることで、活動につなげていくことを考えている。市からお願いをするというよりは、市民の発意を生かすしくみにすることを考えており、市としては、市民の発意を行動につなげていただくことを期待しているところである。

誰かが火をつけなければならないが、それはどのようにするのか。

こうしたいという発意があったら、まずはそのかたが賛同するかたを5人程度集めていただくことが取りかかりになる。それを準備会として市が認定して支援を行う中で、徐々に大きな活動につなげていくことになる。

地域で考えると、自治会などが使うことがあると思うが、まっさらな段階でどのように火をつけるのかが心配である。

自治会は、発起人になり得る典型的な組織だと思う。制度を固めて

いくことで、行動を起こしていくことにつながればと考えている。

自治会長の集まりなどで、誰かが口火を切って話をすることが必要だと思うが、口火を切るのは意外と難しい。誰がどのようにするのか。

制度化した際には、制度についての周知を積極的に図りたいと考えている。この場に参加している委員の皆さんにも、周りのかたにお知らせくださるとか、リーダー的な存在になるようなことも期待しているところではある。

少人数の発想を大事にして育てていくためのしくみの構築が必要だということは書かれているが、まちづくり協議会をつくって認定をしていく段階のことが盛り込まれていない。明記しなくてよいのか。

まちづくり協議会を認定することで、まちづくり計画をつくる活動を市としても認めていることを広く知らしめることによって、合意形成が進みやすくなると考えている。市の認定は当然のことと考えていたので提言イメージには入れなかったが、そのような内容で盛り込めるものではあるので、検討したい。

認定されれば一般市民に周知できるが、準備会の段階では芽をどう育てるかであり、段階的なものを明記しなくてよいのか。

数字は確定しているような状況ではないが、他市の例だと、準備会は3人から5人くらいで認定しており、まちづくり計画をつくる組織としての協議会として認定するためには、地区住民の10分の1以上の同意としている例もあれば、過半数の参加が必要としている例もある。どのくらいの数字が適当なのかという話になると、もう少し詰めなければならないが、一定の参加なり同意を得た段階で協議会として認定すべきという内容であれば、提言に盛り込めると考える。

市民会議の委員が活動の中心メンバーとなって、3人くらいで準備会を立ち上げるようになるのか。テーマごとに集まって準備会を立ち上げ、自治会などの場において賛同する仲間を得ていかないと立ち上がらないと思う。

実際に制度化したときにどう使うかという問題だと思うが、いかに活用してもらおうかということでは、準備会への支援や情報提供という制度的なしくみを整えるとともに、市民に制度の周知をすることによって理解を深めてもらい、行動につなげることが基本である。さらに、この場に出席いただいている委員の皆さんに、制度があることを近隣のかたなどに話をしていただくことも期待したい。実際に発意を行動に結びつけるという面では考え方も様々あると思うが、まずは制度を知らしめることから始めて、思いを行動に移してもらえようかと考えている。

発意があったら、それごとに認定団体をつくって、そのテーマごとに協議会をつくっていくのか。

それぞれの発意者によって目指すまちづくり計画があるので、発意のグループごとに認定をする。認定されたグループごとに、まちづくり計画の決定を目指していただくことになる。

協議会はたくさんできていくのか。また、それに賛同する人を募集して、人数を大きくしていくことになるのか。

準備会は3人から5人、協議会はある程度の賛同者がいる段階で認定となる。準備会から始めて、目指していくことを周辺のかた話して賛同を得て、輪を広げて大きくしていただくという進め方になる。

こうしたいという発意があったときに、そうでない立場の人の意見を組み入れられるようなしくみをつくっておかないと、積極的な人や多数派の人に押しつぶされてしまうこともあるということ考えたほうがよい。多少はくみ取れるようにしておかないと、偏った意見になってしまう危険もあるのではないか。

何をするにしても、考えが全員同じになるということは難しいと思う。合意形成を図る中で、一定のエリアであれば3分の2とか2分の1とかの合意がないと発議できないので、理解を求めるという流れにはなっていく。実際、どれだけの合意があったら、合意しない人がいても成立してしまっているのかというのは、難しい問題である。提言書のイメージにおいては、制度を活用につなげるためには過半数程度の合意形成が望ましいとしているが、もし合意しない人が半分いれば、半分の人の考えと相反するものが提案されることになってしまうので、ハードルをどうするのかは難しい。いずれにしても、計画を実行に移すためには、エリア内の人の合意形成を図っていくという手続は必須で、意見のすり合わせをしていく流れにはなる。

まちづくり協議会の中においても、利害関係が対立することが想定されている。その中で情報を共有し、意見の対立を可視化してどうしていくかである。また、地域外の人が何か言って混乱しないように、「地権者」の3分の2や半分の合意などと規定されている。現実に政策になるまでには、意見を聴く手続が決められていくものである、その中でどうなるかということだと思う。

自動販売機が地区で邪魔だからといっても、外すのは所有者との話し合いであって、協議会で計画をつくって一方的に排除することはできないということではないのか。

お見込みのとおりと考える。

	<p>今まで行政にお願いされて動いていたものから、5人程度の市民のアイデアがまちの形にもつながっていくようになるととらえていただきたいと思う。</p> <p>資料10-2については、本日の意見を踏まえて修正したものを次回改めて提示する。</p> <p>3 会議の日程について 次回第11回市民会議は、平成21年11月18日(水)午後7時から、第12回市民会議は、平成21年12月22日(火)午後7時から開催させていただきます。</p> <p>4 その他 特になし</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
--	--

会議の公開 ・非公開の 別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開又は非公開とした理由 ()	傍聴者：0人
---------------------	---	--------

会議録の開 示・非開示 の別	<input checked="" type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 一部開示(根拠法令等：) <input type="checkbox"/> 非開示(根拠法令等：)
----------------------	---

庶務担当課	都市整備部都市計画課(内線274)
-------	-------------------